

第1 利用権設定（新・再）

1 各筆明細						整理番号						
利用権の設定を受ける者の住所氏名 (A・借人)	(住所) 小林市細野300番地				(氏名又は名称) 小林 ○○							
利用権の設定をする者の住所氏名 (B・貸人)	(住所) 小林市細野300番地1				(氏名又は名称) 須木 △△							
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)								
土地の所在			地目		面積 (㎡)	利用権の種類 (○で囲む)	内容 (○で囲む)	始期	存続期間 (終期)	借賃 (円)	借賃の支払方法	備考
大字	字	地番	登記簿	現況								
真方	中水流	○○○番○	田	田	1,000	水田	公告日以降 (公告日は、総会翌日の平日)	令和○○年	令和○○年	10aあたり	A. 現金	
真方	中水流	○○○番○	田	田	1,000							
		以下余白				賃借権	飼料畑	6月1日	5月31日	10,000円	12月	
						使用貸借権	樹園地	公告日	(5年間)	総額		
							農業用施設用地			20,000円	B. 振込	
							開発				月	
							その他					
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)										賃貸借		
利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)												
住 所			氏名又は名称				権原の種類		同意印		備考	
この計画に同意する。												
利用権の設定を受ける者 (借人)			住所 (同上) / 氏名				小林 ○○					
利用権の設定する者 (貸人)			住所 (同上) / 氏名				須木 △△					
利用権を設定する者以外の者で 利用権を設定する土地につき所有権 その他の使用収益権を有する者			住所 (同上) / 氏名									

【記載注意】

- この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番号を付して整理する。
- (C) 欄は、大字別に記載する。
- (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には実測面積を () 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には○○㎡の内○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (D) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的 [例えば水田として利用、普通畑、樹園地、農業用施設用地 (畜舎) として利用等] を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間をも併記する。
- (D) 欄の「存続期間 (終期)」は、「○年」又は「○年○月○日 (始期) から○年○月○日まで」と記載する。
- (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃 (期間借地の場合には利用期間に係る年分の借賃) の額を記載する。
- (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法 (例えば、毎年○月○日までに××農協の××名義の貯金口座に振り込む等) を記載する。
- (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
- (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- 同意については (A) 欄、(B) 欄及び (F) 欄に同意印を押印する事によって、かえることができる。
- 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。



第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係（新・再）

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議がととのわないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は、増加額〔土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額〕の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議がととのわないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目の如何を問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じた時は、甲、乙、及び市が協議して定める。

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係（新・再）

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号

氏名又は名称	小林 ○○			性別	年齢	農業従事日数
				男・女	62才	250日
利用権等の設定等を受ける土地の面積(A)			利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物(C) (○で囲む)	
農地	地目	筆数	面積	農地	25,000 m ²	水稲 ○肉用牛 野菜 豚 果樹 乳用牛 たばこ 肥育牛 茶 鶏 施設園芸
	田	2	2,000 m ²			
	畑					
	計	2	2,000 m ²	※農地台帳より記載		
採草放牧地				採草放牧地		
その他						
利用権等の設定等を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)						
世帯員（構成員）		雇用労働力（年間延日数）		農業従事者（うち15才以上60才未満の者）		
男	人	人日	人	農業専従者	農業補助者	
				主として農業に従事する者	人（人）	
女	人		（人）	従として農業に従事する者	人（人）	
利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況(E)				利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況(F)		
種類		数量		種類		数量
肉用牛		35		トラクター		3
豚				耕耘機		
乳用牛				田植機		1
肥育牛				コンバイン		1
鶏				バインダー		
				「附表」から転記		

【記載注意】

- 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は農業用施設の用にともされる土地の別にその面積を記載する。
- (C)欄は、主たる経営作物を、「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日のをいう。
- 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農家台帳により整理されている場合には、農家台帳番号○○、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

附表（利用権の設定又は移転）

整理番号	設定(移転)を受ける者の氏名	年齢	性別
	小林 ○○	62 才	男・女
	設定(移転)する者の氏名	年齢	性別
	須木 △△	80 才	男・女

●利用権の設定等を受ける事由の詳細

申請地を借受け、規模拡大を図る。

●利用権の設定又は移転の事由

貸付事由 (委託)	貸付人 個人	参加農業生産法人への貸付、委託	1	
		経営移譲年金の受給のため	2	
		水田利用再編対策による水田転作のため	3	
		農業廃止	同一市町村に居住	4
			他市町村へ転出	5
		兼業による経営縮小	6	
		労力不足	7	
		耕作不便、低生産地のため	8	
		契約部門への転換のため	9	
		分家に貸付	10	
		交換耕作等	11	
		相手方の要望	12	
		市町村等の要望	13	
		水田裏作の貸付	14	
		その他	15	
貸付人 法人	農業生産法人	16		
	農地保有合理化法人	17		
	その他の法人	18		
借受人 (受託)	個人		1	
		農業生産法人	2	
	法人	農地保有合理化法人	3	
		農協	4	

●利用権の種類

賃借権	設定	1
	移転	2
	転貸	3
使用貸借による 権利	設定	4
	移転	5
	転貸	6
農業経営の受委託		7

新規設定	2,000	m ²
再設定	借人同一	m ²
	借人変更	m ²
計	2,000	m ²

利用権の存続期間	5	年
----------	---	---

●利用権を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(1) 契約期間 令和〇〇年 6月1日 ~ 令和〇〇年 5月31日

(2) 賃借料 20,000円

(3) 水田裏作の期間及び作目

(4) その他

●所有権移転を受ける土地の面積

田	畑	樹園地	採草放牧地	その他	計
2,000 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	2,000 m ²

申請面積を記入

●所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積

区分	所有地 (m ²)			借入地 (m ²)		経営地合計 ① + ④ (m ²)
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の 土地 ④	その他 ⑤	
田	5,000	5,000		5,000		10,000
畑	10,000			5,000		15,000
樹園地						
計	15,000	5,000		10,000		25,000
採草放牧地						
その他						

農地台帳より転記

●所有権の移転を受ける者の主幹作目

肉用牛繁殖複合型

農地台帳より転記

●所有権の移転を受ける者の世帯員及び就業の状況

氏名	年齢	性別	続柄	職業	農作業 従事日数
小林 ○○	62	男・女	本人	農業	250
小林 ○子	60	男・女	妻	農業	250
小林 ○太郎	35	男・女	子	会社員	50
小林 ○二郎	31	男・女	子	農業	250
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
季節雇	雇用労働力	男	:		日
臨時雇	年間延日数	女	:		日

本人記入

●所有権の移転を受ける者の
農機具及び家畜の保有状況

トラクター	3	和牛	35
耕耘機		乳牛	
田植機	1	豚	
バインダー			
コンバイン	1		
防除機			

本人記入

●所有権を移転する者の現在の経営内容

	区分	現に耕作又は養育の事業に供している農用地の面積 (m ²)				
		自作地 ①	小作地 ②	貸付地 ③	経営地合計 ① + ②	
家族数	2人	田	3,000		5,000	3,000
労力	人	畑	3,000			3,000
和牛	頭	樹園地				
乳牛	頭	計	6,000		5,000	6,000
豚	頭	採草放牧地				
		その他				

農地台帳より転記